

行政視察報告書

2012年1月25日

大分市議会議員 福間健治

視 察 先	東大阪市、姫路市
視 察 期 間	2012年1月23日から1月24日
視 察 日 時	東大阪市 1月23日（月）14時から 姫路市 1月24日（火）13・30分から
視察対応者	別紙名詞のとおり
調 査 目 的	生活保護世帯以外の低所得者の固定資産税減免制度について
調 査 項 目	1、条例・要綱・規則の制定経過、2、条例・要綱・規則の内容、3、適用の実績、4、減免金額、5、その他

調 査 内 容

東大阪市で減免対象は、世帯合計所得72万円に同居親族一人につき41万円加算した額。対象物件は、居住用の固定資産として、土地は75平方メートル、家屋は延床面積70平方メートル以下。年税額の2分1を減免している。

減免申請も減免金額も景気悪化のなかで年々増加していることが伺えた。

姫路市では当該年度の前年の合計所得金が、世帯全員の数に一定金額を乗じて得た額に26万円を加算した額を超えない者であること。自己の居住する土地・家屋のみの保有者に限定されていること。固定資産の面積が土地は100平方メートル、家屋は70平方メートルいずれも超えないこととなっており、年税額の全額免除としている。

両市とも認定の基本は課税台帳でおこなっており、それに現地調査を加えているとのことであった。

所 感

大分市としても、今後、客観的な判断ができる基準づくりとして、所得・土地・家屋面積などを定めて、低所得者への減免制度の拡充を提言していきたい。